

# 東海大学天文宇宙 OB 会規約

## 前文

我々東海大学天文宇宙同好会 OB は、現役同好会員並びに OB 会員相互の久遠の繋がりを求め、東海大学天文宇宙同好会に対し援助貢献する為、「東海大学天文宇宙 OB 会」を結成する。

我々会員は総意を結集して自主的且つ民主的に本会を運営し、目的達成の為の努力が東海大学天文宇宙同好会の永遠の発展に繋がることを確信する。

## 第1章 [総則]

第1条 本会は、東海大学天文宇宙 OB 会と称する。

第2条 本会は、前文における目的達成を本旨とする。

第3条 東海大学天文宇宙同好会 OB 並びに本会総会または例会において認められた者は、本会会員たる資格を有する。

第4条 本会会員は、本会議決機関及び年間行事等に参加する権利を有する。また本会運営に関して協力し、規約を遵守し、且つ会費を納入する義務を有する。更に世話役(第6条)に対し年一回現住所等を報告しなければならない。また現住所等変更があった時も、すみやかに報告しなければならない。

## 第2章 [運営:活動]

第5条 本会は、会長、副会長、会計係を置く。

各役員は、正会員(第23条)の中からそれぞれ一名選出され、役員は世話役となる。

選出は世話役会(第9条)の合意によってなされるものとする。

任期は一年とする。但し、任期が満了になっても次期役員が決定するまで引き続き本会職務の遂行に当たるものとする。また、再選も認められる。

- 2 会長は、この会を代表し、本会の運営を統括する。又、会長宅を本会の所在地とする。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。
- 4 会計係は、会費の徴収、銀行口座の管理及び収支計算書作成を行う。

第6条 本会は、連絡並びに意志の疎通等が円滑に行われるため為に、世話役を置く。

第7条 世話役は、年一回総会において、原則として卒業年次毎に1名ずつ選出される。任期は一年とする。また再選も認められる。

第8条 世話役は次なる責務を有し、必要とあれば臨時総会を招集する事が出来る。

1. 東海大学天文宇宙同好会と本会との相互連絡。
  1. 年間行事等の企画遂行。
  1. 本会会員の現住所等の把握。
  1. 次期世話役との確実な責務の引き継ぎ。
  1. メーリングリスト(第10条)の管理。

第9条 本会は、年間行事等の決定連絡をすみやかに行う為に必要に応じて世話役会を開催する。構成員は、原則として世話役とするが、一般会員の参加も全く規制されない。世話役会は、実務上の意志決定機関である。

第 10 条 本会は、会員相互の連絡手段として、メーリングリストを運用する。

2 メーリングリストの管理人は、正会員の中から選出される。人員は2名とし、他の役職との重複を認める。

第 11 条 本会は、本会目的をすみやかに遂行する為、原則として総会並びに例会を年1回ずつ開催する。

時期は、総会を東海大学建学祭期間中(通常 11 月 3 日)、例会は、6～7月中とする。

第 12 条 総会は、本会の活動指針を決定する為に催され、本会運営上の最高議決機関である。

第 13 条 総会は、本会会員の出席者によって構成される。定足数はこれを定めない。

第 14 条 総会における決定は総会出席者の5分の3以上の賛成を必要とする。

第 15 条 例会は総会に準ずる議決機関である。定足数並びに決定は総会のそれと同様とする。決定事項等は、総会で異議が出ない限り本会決定事項となる。

第 16 条 総会、例会及び世話役会の議事については、議事録を作成し会員に周知する。

### 第3章 [加盟:脱会]

第 17 条 本会入会に関しては、第3条における本会会員たる資格を有すれば自動的に入会が決定される。

また脱会に関しては通常これを認めない。但し本会会員の義務を怠った場合には、補足第 23 条に掲げられている措置がとられる。

### 第 4 章 [会計]

第 18 条 会費は、総会の決定による。

第 19 条 会計報告は、次年度当初の総会において世話役が行う。

2 会計年度は、11 月より翌年の 10 月迄とする。

### 第 5 章 [規約改正]

第 20 条 本規約の本体(第 1 章～6 章)は総会のみによって改正され、出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

2 付則は世話役会の合意によって改訂できる。

### 第 6 章 [補則]

第 21 条 本会会員は、東海大学天文宇宙同好会主催の行事に対して協力を惜しまない。又 本会は各会員の職種を生かしたユニークな援助を期待する。

第 22 条 多額な金銭物品の援助に関しては、同好会の正式な要請により総会又は例会において検討される。

第 23 条 本会会員で世話役に対し三年以上連絡を怠りまた本会運営において非協力的である者は、準会員とする。但し連絡のあった時点において正会員に戻ることができる。この場合会員の義務はすみやかに遂行されなければならない。準会員とは、名簿上には名前は残るが、総会及び例会における議決権はない会員である。

第 24 条 規約及び会員名簿等の原簿は世話役が所有し、常にコピーによって必要枚数作成できる体制を整えておかなければならない。

昭和 49 年 11 月 3 日 設立、制定

昭和 55 年 11 月 2 日 改正

昭和 63 年 11 月 3 日 改正

平成 19 年 11 月 3 日 改正

平成 20 年 11 月 3 日 改訂(付則)

平成 24 年 11 月 3 日 改訂(付則)

平成 25 年 11 月 3 日 改訂(付則)

平成 26 年 11 月 1 日 改正

平成 27 年 4 月 19 日 改訂(付則)

添付書類 「東海大学天文宇宙OB会世話役会名簿 平成 27 年度」

本書類の内容に相違ないことを証明いたします。

平成 27 年 4 月 19 日

東海大学天文宇宙OB会 会長

(会長の住所・氏名を自署・捺印したものは、金融機関への届出の場合のみ使用する)

住所:

氏名: